



保健師メッセージ

お問合せ：健康福祉課健康推進係（10番窓口） ☎64-1120



11月は児童虐待防止推進月間です。

児童虐待防止推進月間
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

児童虐待とは・・・？
 ● 身体的虐待
 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外に締め出す など

性的虐待
 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト
 乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力を振るうことなどを放置する など

心理的虐待
 言葉により脅かす、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV) など

児童虐待は社会全体で

解決すべき問題です

● 湯浅町では、要保護児童対策地域協議会を設置して虐待防止に取り組んでいます。また、民生児童委員協議会や母子保健推進員会、子育て・家庭教育支援員の方々が地域での声かけや訪問を行っています。

地域の皆さんへ
 育て家庭を孤立させないよう「みんなが見守っているよ」というメッセージを伝えましょう。それが、児童虐待の予防につながります。虐待がなつと思ったら、ためらわずにご連絡・ご相談ください。

※通報者のプライバシーは守られますのでご安心ください。

子育て中のおうちの方へ
 出産や子育て、家庭のことで一人で悩んでいませんか？子育てと家庭にまつわる様々な問題に関する相談を受けています。臨床心理士によるカウンセリングも行っています。

臨床心理士によるカウンセリングも行っています！

曜日：毎週木曜日
 時間：10時～16時
 場所：役場1階 保健センター
 費用：無料
 申込先：保健センター ☎64-1120

児童相談所や市町村の相談窓口にご連絡下さい

子育てに関する相談や連絡は・・・

- 健康福祉課健康推進係 ☎64-1120
- 教育委員会 ☎63-1111
- 子育て・家庭教育支援センター ☎64-1120 (内線112)
- 地域子育て支援センター (向島保育所内) ☎63-6066
- 児童相談所 全国共通ダイヤル ☎189

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

里親に関する相談窓口 ▶ 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター ☎073-445-5312

●里親制度のご案内

子どもは出来る限り親の深い愛情に包まれて、家庭で健やかに育つことが望まれます。しかし、さまざまな事情で家庭を離れて生活しなければならぬ子どもたちがいます。そういった子どもたちを温かい愛情と理解をもって家庭で育てていただける方を「里親」といいます。

町民の皆さまへ 年に一度の習慣にしましょう！

集団健診のご案内

受けて安心・特定健診・がん検診

お申込みは ☎64-1120まで

※各種健診を無料で受けることができるのは、それぞれ年度内に1回（集団または個別のどちらか）となっています。
 ※特定健診（集団または個別）、人間ドック、脳ドックは、年度内にいずれか1つしか受診できません。

お申込みはお早めに！



体調で気になる事はありますか？

期日/場所	平成30年11月18日(日) 役場庁舎内	
検診内容	●特定健診(20歳以上の国保・後期加入者と40歳以上の社保の被扶養者) ●胃がん・大腸がん・結核・肺がん検診(40歳以上の方、ただし20歳以上の国保加入者も対象) ●前立腺がん検診(50歳以上の男性) ●乳がん検診(40歳以上の女性) ●子宮がん検診(20歳以上の女性)	
受付時間	8:00~10:00	
料金	がん検診 無料	特定健診 国保・後期加入者は無料。その他保険加入者の特定健診料は保険者にお問合せください。
申込方法	希望する検診内容、住所、氏名、生年月日をお電話でお申込みください。 後日、案内及び問診票を送らせていただきます。 お申込み・お問合せは 健康福祉課健康推進係(8番窓口) ☎64-1120	
締切	健診日の10日前まで	

※40歳以上の国保の方には平成30年度の特定健診受診券(水色のカード)を保険証と同時に送付しています。
 集団健診受診時にご持参ください。紛失された方はご連絡ください。

人間ドック・脳ドック・一日ドックのお申込みも受付中です！
 (湯浅町国民健康保険・和歌山県後期高齢者医療保険加入者のみ)

湯浅町国民健康保険にご加入の方にお知らせです

平成31年2月未だに、特定健診(個別・集団・人間ドックのいずれか)を受診いただいた皆様の中から抽選で、景品を贈呈させていただきます。また集団健診会場にて受診いただいた方には粗品をお渡しいたします。この機会に特定健診を是非ご受診ください。

後期高齢者医療制度に加入されているみなさまへ

11月下旬から12月上旬にかけて、ジェネリック医薬品を使用した場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象に

ジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付いたします。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。

※お薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。かかりつけの医師又は薬剤師にご相談ください。

【お問合せ先】

後発医薬品利用差額通知コールセンター ☎0120-53-0006 (通話無料)

和歌山県後期高齢者医療広域連合

和歌山市吹上2丁目1番22号 日赤会館9階 ☎073-428-6688